

各区市町村における 主な熱中症予防対策事例

平成25年8月6日

東京都福祉保健局

高齢分野における主な取組事例

【物品の配布】

- 熱中症予防グッズの配布(ネッククーラー、ひえびた、冷却用スカーフ、フェイスタオル、セルフチェックシート、予防シート、うちわ、経口補水液など)
- 熱中症予防注意喚起用パンフレット、リーフレット、タペストリー、チラシ、ウェットティッシュ
- 緊急時対応ハンドブック(熱中症予防・対処方法など)

<配布方法>

- 年度初めの65歳以上の全員に介護保険料通知書に同封
- 70歳のひとりぐらし高齢者及び高齢者世帯に対し、郵送
- 公共施設、介護事業所、地域包括支援センター、介護予防拠点などで配布
- 民生委員や生活協力員、自治会長を通じて配布
- 転倒骨折予防教室など高齢者の集う講座等を通じて配布
- 高齢者率の高い自治会の希望に応じ熱中症予防のチラシとうちわを配布

【普及啓発】

- 広報誌及び広報番組(CATV)、ホームページ、ツイッターでの普及啓発
- 保健福祉センターで「熱中症予防用品」の展示
- 庁用車に熱中症予防のマグネットを貼り、市内を走行する際に、熱中症予防を啓発
- 独自の熱中症予防チラシの作成
- 講習会の実施
 - ・ファミリーヘルス推進員による健康講座
 - ・公園清掃に従事する熟年人材センター会員等へ地域健康教育を通じ、熱中症に関する対処法の講習会を実施
 - ・講演会やお茶会を実施し、高齢者施設を利用していない高齢者を呼び込む事業を実施

【見守り・訪問指導等】

<対象者の例>

- ・65歳以上の一人暮らし高齢者
- ・80歳以上の高齢者のみ世帯
- ・75歳以上の一人暮らし高齢者、地域において特に見守りが必要な世帯
- ・65歳以上の生活保護受給者のうち、希望した者

<実施方法>

- ・一人暮らし高齢者実態調査の際に訪問
- ・区職員、ふれあい相談員、高齢者相談センター(地域包括支援センター)職員が訪問
- ・NPO法人に委託
- ・配食サービス業者を活用

【避難所等の設置】

<設置場所>

- ・ 公民館、市民センター、いこいの家、各公共施設、高齢者向け施設、地域包括支援センターなど

<設置例>

「夕涼みコーナー」の設置

- ・ 高齢者の熱中症対策として、いきいきプラザに「夕涼みコーナー」を設置
- ・ 各施設の状況に応じて空いている一室を活用

《設置期間》平成25年7月1日(月)～9月30日(月)

《開設時間》月曜～土曜 17:00～20:00

《対象者》区内在住の60歳以上の方

子供分野における主な取組事例

【保育所等における予防策】

<声かけの実施>

- ・ こまめな水分補給
- ・ 飲み物の持参(水筒の中身を「スポーツドリンク可」に変更)

<予防グッズの購入等>

- ・ 紙コップ、麦茶パック
- ・ ヒヤッコ(叩くと冷える)を応急処置用に配備
- ・ ゴーヤの苗を配布し、室内温度が上がりにくい環境作りの実施
- ・ 日射調整フィルム
- ・ すだれ、遮光・遮熱カーテン
- ・ 保冷剤、おしぼり、団扇の活用
- ・ 冷却スカーフ、たれ付き帽子の活用
- ・ 塩飴等の塩分を補給できるおやつを提供
- ・ 持参した保冷剤を冷蔵庫で保冷
- ・ 網戸、扇風機、エアコンの活用

<園内活動等>

- ・ 木陰等の日影や時間帯の配慮(正午から15時までは屋内活動中心)
- ・ 昼寝の徹底
- ・ 着替えの励行
- ・ プールや水遊びの活用
- ・ 夕方散歩の励行
- ・ 室外活動(スポーツ教室、遠足等)での児童・生徒の体調への配慮
- ・ 熱中症警報発令時の戸外活動の自粛
- ・ 外出時の着帽と水筒持参の徹底
- ・ 外出から帰ってきた子供に対して、冷たいタオルを活用

【普及啓発】

<内容>

- ・ 熱中症予防啓発パンフレット、リーフレットの配布
- ・ 「保育通信」、「ひろば便り」、「ほけんだより」、「給食だより」等の活用
- ・ ポスターの掲示「熱中症注意！(東京消防庁作成)」

<周地方法等>

- ・ 乳幼児健診、3歳児健診、乳幼児学級、母親学級などを活用した周知
- ・ 保育ママ巡回指導における室温管理や水分補給の指導
- ・ 育児相談や乳幼児健診において熱中症予防教育の実施

- ・ 保育園に勤務する看護師が、子育てひろば事業などに参加する保護者へ夏の過ごし方講座を実施
- ・ 保護者会等で直接注意喚起を実施
- ・ 施設内や隣接する公園等で、児童や保護者に定期的に声かけを実施

【注意喚起等】

- ・ 高温注意報が発令された際には、保育施設(認可保育園、認可外保育施設、幼稚園、家庭福祉員)に連絡
- ・ 各保育施設において、施設内における熱中症予防の周知とともに、保育施設外の見えるところに高温注意報発令の垂れ幕の掲示
- ・ 園共通マニュアルの中の熱中症対応について職員が再確認
- ・ 厚生労働省、都その他関係部署より情報提供された熱中予防対策を、職員及び各施設へ転送し情報共有を図っている
- ・ 本格的に熱中症が懸念される前から、各施設には園長会、看護師会、施設訪問により注意喚起
- ・ 委託会社に「熱中症予防リーフレット」「熱中症予防マニュアル」を渡し、全管理員へ配布

障害分野における主な取組事例

【障害者施設での予防策】

- ・ 予防グッズの活用(ネッククーラー、イオン飲料、クールタオル、冷感スプレー、塩飴(塩分補給用))
- ・ 室内温度管理の徹底
- ・ 日中の外出をできるだけ控える
- ・ やむなく外出する際には、帽子着用と水筒、ペットボトルの携行を徹底
- ・ 水分をうまく摂れない方には、アルカリイオンゼリーを作り、飲みやすいように工夫

【注意喚起等】

- ・ 熱中症予防のパンフレット、リーフレットの活用
- ・ 区独自の熱中症予防チラシの作成(ふりがなや視覚障害者向けの音声コードを印刷)
- ・ 障害者福祉会館における街なか避暑地の設置

<周知方法等>

- ・ 障害者施設の送迎の際に、保護者へ周知
- ・ 障害者施設へ熱中症予防の啓発媒体の貸出しと提供
- ・ 区役所窓口、障害者団体、障害者施設での周知
- ・ 保健所での日中活動を行っている精神障害者の自主グループへの注意喚起
- ・ 保健所での難病医療費助成更新手続きのための来所者へ直接配布
- ・ 難病医療費助成の対象者で、医療機器使用者への面接での直接配布
- ・ 64歳以上で障害程度区分4以上の単身世帯へ郵送
- ・ 対象者に注意喚起のための個別通知を検討中
- ・ 都や保健所からの熱中症関連情報に関して、障害者施設等へも情報提供

その他

【普及啓発】

- ・ 全市民を対象に7月1日付け広報の実施(熱中症予防)
- ・ ホームページ、ケーブルテレビ、ツイッター、メールマガジン、防災行政無線、安全・安心パトロールカー、巡回車、IP告知端末、村内放送を活用した普及啓発

○ 具体例

- ・ ホームページに熱中症予防記事を掲載、熱中症予防リーフレットをダウンロード可能とした
- ・ ケーブルテレビでの番組放送、文字情報の放映
- ・ ツイッターへの毎週1回のメッセージ掲載
- ・ コミュニティバスの車内へのポスター掲示
- ・ 各家庭に設置したIP告知端末に毎日の注意報(4段階)を配信

【シェルターの設置等】

○市内の地域センター、高齢者館、福祉会館を夏季日中猛暑時の避難場所として開放し、各施設には、緊急用に、経口補水液と瞬間冷却パックを常備

○「熱中症防止シェルター(涼み処)」を市内公共施設に設置。
(設置期間:7月1日(月)から9月30日(月)) ※通常の開館業務の中で対応

○ 公共施設や民間の商業施設の一部を市民に開放し、夏季における快適な生活を支援するとともに、各家庭での節電、まちの経済活性化を図る。
実施期間(平成25年7月15日～平成25年9月30日)

○市の施設においてクールシェアを実施

○総合スポーツセンターで、ミストシャワーを実施

○3年の期限がある熱中症対策キット(飲料水・食塩・冷却材等)を区内30か所に配備。

【注意喚起】

○高温注意情報発令時に庁内及び関係機関に情報提供

○町内会自治会の回覧版の活用

○生活保護受給世帯を対象として、地区担当員が家庭訪問
特に高齢者世帯については、二週間に一度電話による注意喚起を実施

○指定日にごみが出ていない場合には、声かけによる安否確認を実施

○清掃事務所による高齢者世帯等ゴミ戸別回収時にチラシの配布

○高齢者の占める割合が高い中国残留邦人等支給給付世帯に対して、日文と中文のお知らせを作成し、全世帯に送付

【講演会の実施等】

○「区民向け熱中症予防講演会」を開催

○各種スポーツ団体に、出前「熱中症予防講演会」を実施。(7月までに4回)

○町会や高齢者の団体、その他地域の団体に出向き「熱中症予防講演会」を実施

【その他】

○ 消防署から搬送者データ(日付、年齢、性別、重症度)を週1回収集。